

# 家族を被扶養者にしたいとき

## 被扶養者認定ガイド

健康保険組合では、被保険者だけでなく、被保険者の収入を主として生計維持されている家族にも保険給付を行います。この家族のことを「**被扶養者**」といいます。

被扶養者になるためには、健康保険組合の認定を受けなければなりません。

被扶養者の認定は、「配偶者だから」「仕事を辞めたから」といって無条件で認定されるわけではなく、健康保険法（所得税法ではない）、厚生労働省の通達をベースに、様々なケースと社会通念上妥当性があるかなどを総合的に判断し、扶養認定の可否を決定しています。

※なお、75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、健康保険組合の被扶養者にはなれません

### POINT

あなたのご家族が被扶養者になることができるかどうかを、チェックしてみましょう。

[被扶養者（家族）資格扶養認定自己点検チャート](#)

# 扶養認定の条件

家族を被扶養者として認定申請をする場合、下記に記載されている条件をすべて満たす必要があります。

## 1 扶養認定できる人の年齢と年間収入限度額

対象者	年間収入限度額
60歳未満の方	<b>130万円未満</b>
60歳以上の方、または障害年金受給者	<b>180万円未満</b>

### ■ 年間収入とは（収入の範囲）

年間収入は、扶養したいときから将来1年間に受けるであろう金額を算定して年間収入とみなします。

**対象となる収入：**給与（賞与、交通費等含む）、年金、恩給、不動産収入、利子・配当金、相続・贈与による収入等すべての収入が対象です（税金や控除額を引かれる前の総収入）。ただし、自営業等の事業収入は、総収入から事業に要する直接的必要経費を除いた収入が対象となります（所得税法上の経費とは異なります）。

### ■ 父母の認定基準

父母とも又は父母いずれかを扶養したい場合は、以下の条件が必要です。

- ✓ 父母に被保険者以外の優先扶養義務者がいないこと
- ✓ 被保険者以外の優先扶養義務者がいる場合は、優先扶養義務者に扶養能力がなく被保険者が扶養せざるを得ない理由があること

 **重要：**父母のうちどちらか一方の認定申請をする場合でも、父母双方の収入を証明する書類を提出していただきます。

（例：母親の認定を希望する場合、父親の収入で母親を扶養できるかできないかを判定するため）  
父母どちらか一方の収入が「年間収入限度額」未満であっても、父母の年間収入を合計すると、被保険者からの援助がなくても社会通念上、生活していくことができる（健康保険組合が判断した場合は、被扶養者として認定しないことがあります）。

また、被保険者以外の優先扶養義務者（例：父母の子＝被保険者の兄弟）がいるときは、被保険者が扶養せざるを得ない理由を確認する為に、優先扶養義務者の収入を証明する書類等を提出していただく場合があります。

※優先扶養義務者とは、父の場合は「母」、祖母の場合は「祖父」、兄弟姉妹の場合は「両親」など。

## 2 扶養する被保険者が援助する額

被保険者は扶養したい人の生計を維持するために、一定額の援助金を支払う必要があります。

**主たる生計維持者となるための援助金：「扶養したい人の生計費の半分以上」を援助すること**

具体的には、

- ✓ 扶養したい人の「年間収入の 1/12 と同額以上の金額」を「毎月定期的に援助又は送金すること」が必要。
- これを主たる生計維持者といい必要条件です。扶養したい人の「年間収入以下」の援助は、扶養として認められません。
- ✓ 扶養したい人の年間収入が 0 円の場合でも必ず援助額が必要です。
- ✓ 扶養したい人と別居している場合は、送金の証明書を必ず保管してください。後日、送金の証明書の提出を求める場合があります。

## 3 扶養する被保険者家族の生計バランスの維持

家族を扶養する場合、扶養後の被保険者家族全体の生計バランスが成立することが必要です。

扶養したい人の年間収入（被保険者からの援助金を含む）が、扶養後の被保険者を含む家族（新規扶養者を除く）1 人当りの年間費を超える場合、生活維持のバランスに欠け、社会通念上妥当性を欠くことになり認定されません。

具体的には、被保険者の年間収入から扶養したい人への援助額を引いて、被保険者を含む現家族数（新規扶養者を除く）で除し、被保険者を含む現家族の 1 人当り年間費を求めます。その 1 人当りの年間費が、扶養したい人の年間収入（被保険者からの援助金を含む）以上の場合認定します。

また、被保険者が扶養したい人への援助後の被保険者を含む現家族の 1 人当り年間費が、扶養したい人の年間収入（被保険者からの援助金を含む）未満の場合、個人の認定基準（例：60 歳未満の扶養したい人は収入が 130 万円未満）を満たしていても、家族全体の生計バランスに欠けると判定し、認定しません。

## 計算式

[1] (被保険者の年間収入 – 扶養したい人への援助額) ÷ 被保険者含む現家族数

[2] 扶養したい人の年間収入 (援助額を含む)

[2]  $\leq$  [1]  $\rightarrow$  **認定**      [2]  $>$  [1]  $\rightarrow$  **否認定**

※配偶者や子供の認定、または同居で父母1人のみを扶養し、他に被扶養者がいない場合、[2]  $\leq$  [1] を満たす必要はありません。

## ■ 計算例：60歳未満の母親を扶養する場合

項目	認定例	否認定例①	否認定例②
母親の年間収入	80万円	100万円	80万円
母親への援助額	80万円	100万円	50万円
<b>母親の合計収入（援助含む）</b>	<b>160万円</b>	<b>200万円</b>	<b>130万円</b>
被保険者の年間収入	560万円	580万円	530万円
援助後の年間収入	480万円	480万円	480万円
<b>家族3人の1人当たり年間費</b>	<b>160万円</b>	<b>160万円</b>	<b>160万円</b>
<b>判定結果</b>			
被保険者が母親への援助後の1人当たり年間費が母親の合計収入以上	<b>認定</b> 160万 $\leq$ 160万 ✓		
被保険者が母親への援助後の1人当たり年間費が母親の合計収入未満		<b>否認定</b> 200万 $>$ 160万 X	
被保険者が母親に対して援助する額が母親の年間収入未満			<b>否認定</b> 援助額 < 収入 X

## 4 被扶養者の国内居住要件

### 扶養認定するときに健康保険組合が確認する主な事項

#### 「扶養したい人の」

- ・年齢・続柄（妻・親・学生・子供等）
- ・同居か別居か
- ・年間収入・・・無職であっても年金、不労所得、パート、アルバイトなどのすべての収入
- ・失業手当受給及び受給予定・出産手当金受給・傷病手当金受給の有無

#### 「被保険者の」

- ・現在扶養している人数
- ・被扶養者申請をする理由

### 日本国内に住所がない場合の例外と必要書類

No.	例外該当事由	証明書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②	外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し



### 扶養認定の手続き

家族を被扶養者したいときは、下記の書類に必要事項を記入し、必要書類を添えて、**5日以内に事業主の証明を受けて健康保険組合に提出してください。**

なお、申請にあたっては、年齢や被保険者との続柄により添付書類が必要になります。「被扶養者認定に必要な提出書類一覧表」を必ずご確認ください。

<b>必要書類</b>	<a href="#"> 被扶養者異動届 (Excel)</a> <a href="#"> 記入例 (妻を扶養家族にしたいとき) (Excel)</a> <a href="#"> 記入例 (出生児を扶養家族にしたいとき) (Excel)</a> <a href="#"> 被扶養者現況届 (Excel)</a> <a href="#"> 記入例 (妻を扶養家族にしたいとき)</a> <a href="#"> 記入例 (親を扶養家族にしたいとき)</a> <b>【添付書類】</b> <a href="#"> 被扶養者認定に必要な提出書類一覧表 (PDF)</a>
<b>提出期限</b>	<b>事由発生から5日以内</b>
<b>備考</b>	必要に応じ、証拠書類の追加をお願いする場合があります。

△ 重要なお知らせ

1. 被扶養者申請の内容に虚偽、事実と相違した記載をし認定を受けたことが判明した場合は、認定時点に遡ってその資格が取り消されます。またその間に保険給付等を受けた場合は、すべての医療費等の返還を請求します。
2. 被扶養者の認定日は、必要書類を5日以内に提出することが困難と認められる場合を除き、原則として届出により被扶養者資格を健康保険組合が確認した日となります。